

保護者の皆様へ

草津市教育委員会事務局
学校政策推進課長

夏季休業日および冬季休業日における学習者用コンピュータの機能制限について

盛夏の候、日頃より本市の教育に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、夏季休業日および冬季休業日に児童生徒が家庭学習を充実できるよう学習者用コンピュータの持ち帰りをいたします。

令和5年7月5日付け「学習者用コンピュータの活用と取扱いについて（お願い）」において「学習者用コンピュータ 活用のルール」（概略版）をお伝えいたしました。御家庭での使用方法や使用時間等の具体的な約束事については、お子様と話し合ってください。適切な活用ができますよう、お子様へのお声かけをお願いします。

また、小学生用の iPad に限り、長期休業中のみ「スクリーンタイム」という使用制限機能を保護者が追加できます。機能の詳細と設定方法につきましては、下記ならびに裏面を御参照ください。

記

1 機能制限に関する一覧表

現在の機能制限やセキュリティ概要
・LINE、Twitter 等の SNS アプリは使用できない。
・ゲーム系アプリは使用できない。
・性的、暴力、課金、出会い系等の有害なサイトへアクセスできない。
・新しいアプリのインストール（追加）はできない。



iPad のみの機能です
保護者で追加できる制限内容 （「スクリーンタイム」を使用）
① iPad を使用できない時間（休止時間）を設定できる。例：22:00～翌朝 8:00 まで
② 1 日に何時間使えるか（使用時間）を設定できる。例：1 日 3 時間半まで

2 保護者により追加制限できる期間

令和5年 7月20日（木）～令和5年8月27日（日）

令和5年12月22日（金）～令和6年1月 8日（月）

3 パスコードの設定

・「スクリーンタイム」の設定には、任意の4桁の数字を決める必要があります。

※設定した際、パスコードをお忘れにならないよう御注意ください。

→1111や誕生日等、推測できる簡単な数字を設定しないよう御注意ください。

4 その他

・「スクリーンタイム」による制限は、夏季休業日明けの登校日にシステム上で解除されます。

・中学生の学習者用コンピュータ（Windows）には、同様の追加制限機能はありません。

（御家庭における使用のルールについては、お子様とよく話し合ってください。）

※設定方法については、裏面をご覧ください。

裏面に続きます